

## 83—00.5 P U D T

## 審判長のした却下の決定に対する不服申立て

審判長のした却下の決定に対する不服申立て（[特 § 133](#)③による手続の却下の決定（[特 § 133](#)③による請求書の却下の決定は含まない）、[特 § 133 の 2](#)）については、特許庁長官に対する審査請求とする。

1. 「審判長のした却下の決定」は、審判長という行政庁のした行政処分であるが、その不服申立てについては、特許法に規定がなく行政不服審査法上の不服申立てが可能である。

ところで、行政不服審査法上の不服申立ては、行政不服審査制度の趣旨からみて、処分庁以外の行政庁に対してすることが望ましいことから、審判長のした却下の決定に不服があるときは、特許庁長官に対し審査請求をすることができる。

2. なお、行政不服審査法上、「特許庁長官に対し審査請求」としたことをもって、特許庁長官と審判長の特許法上の関係に変更が生じるものではない。
3. 訂正請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）の専属管轄である（[特 § 178](#)①）。

（改訂 H27. 2）